

## 第 III 編

メッセージの種類と使用上の留意点

### Ⅲ メッセージの種類と使用上の留意点

#### 1. 標準メッセージの種類と定義

##### (1) 運送業務EDI標準メッセージの種類と定義

表Ⅲ-1 運送業務EDI標準メッセージの種類と定義

	標準メッセージ名	送受箇所	標準メッセージの定義
運送	運送計画情報	荷送人、運送依頼者 → 運送事業者	荷送人または運送依頼者から運送事業者に対し、出荷計画に基づく運送計画を通知する。
	運送依頼情報	荷送人、運送依頼者 → 運送事業者	荷送人または運送依頼者から運送事業者に対し、運送内容の確定後に運送を依頼する。
	集荷情報	運送事業者 → 荷送人、運送事業者	運送事業者から荷送人または運送依頼者に対し、実際に集荷した内容を通知する。
	荷渡確認情報	荷送人、運送依頼者 → 運送事業者	荷送人または運送依頼者から運送事業者に対し、荷渡しした内容を通知する。
	運送状況情報	運送事業者 → 荷送人、運送依頼者	運送事業者から荷送人または運送依頼者に対し、運送状況を通知する。
	配達指定情報	荷受人 → 運送事業者	荷受人から運送事業者に対し、貨物の配達希望日時を通知する。
	運送完了報告情報	運送事業者 → 荷送人、運送依頼者 運送依頼者 → 荷送人	運送事業者から荷送人または運送依頼者に対し、荷受人へ荷物の配達が完了したことを通知する。運送依頼者から荷送人への配達完了通知にも使用する。
	受領情報	荷受人 → 運送事業者	荷受人から運送事業者に対し、貨物を受領したことを通知する。
運送料	運賃請求情報	運送事業者 → 運賃請求先	運送事業者から運賃請求先に対し、運賃の請求をする。
	運賃請求明細情報	運送事業者 → 運賃請求先	運送事業者から運賃請求先に対し、運賃請求の明細情報を通知する。
	運賃請求明細確認情報	運賃請求先 → 運送事業者	運賃請求先から運送事業者に対し、運賃請求明細情報の確認結果を通知する。
	運賃支払情報	運賃請求先(支払者) → 運送事業者	運賃請求先(支払者)から運送事業者に対し運賃の支払情報を通知する。
	運賃支払明細情報	運賃請求先(支払者) → 運送事業者	運賃請求先(支払者)から運送事業者に対し運賃支払の明細情報を通知する。
マスター	配送エリアマスター情報	運送事業者 → 荷送人	運送事業者から荷送人に対し、配送エリアに関するマスター情報を通知する。

(2) 倉庫業務EDI標準メッセージの種類と定義

表Ⅲ-2 倉庫業務EDI標準メッセージの種類と定義

	標準メッセージ名	送受箇所	標準メッセージの定義
出 庫	出荷依頼情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、受寄物を出庫して荷受人に配達することを依頼する。
	出庫報告情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者から寄託者に対し、倉庫から受寄物の出庫が完了したことを通知する。
	在庫引当通知情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者が寄託者に対し、出荷依頼情報に基づく在庫引当を行った結果を通知する。
	機番報告情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者から寄託者に対し、受寄物の機番（機械の製造番号）を通知する。
入 庫	入庫予定情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、受寄物の入庫予定を通知する。
	入庫報告情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者から寄託者に対し、倉庫に受寄物の入庫が完了したことを通知する。
流 通 加 工	流通加工依頼情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、流通加工（詰替など）を依頼する。
	流通加工報告情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者から寄託者に対し、流通加工が完了したことを通知する。
在 庫	在庫報告情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者から寄託者に対し、受寄物の在庫数量を通知する。
	在庫差異報告情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、在庫報告情報に対する在庫数量の差異を通知する。
	在庫調整報告情報	倉庫事業者 → 寄託者	倉庫事業者から寄託者に対し、在庫変動による在庫の増減数量を通知する。
	在庫調整報告承認情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、在庫調整報告情報に対する確認結果を通知する。
倉 庫 料 金	倉庫料金請求情報	倉庫事業者 → 倉庫料金請求先	倉庫事業者から倉庫料金請求先に対し、倉庫料金（保管料、荷役料等）を請求する。
	倉庫料金請求明細情報	倉庫事業者 → 倉庫料金請求先	倉庫事業者から倉庫料金請求先に対し、倉庫料金請求の明細情報を通知する。
	倉庫料金請求明細確認情報	倉庫料金請求先 → 倉庫事業者	倉庫料金請求先から倉庫事業者に対し、倉庫料金請求明細情報の確認結果を通知する。
	倉庫料金支払情報	倉庫料金請求先（支払者） → 倉庫事業者	倉庫料金請求先（支払者）から倉庫事業者に対し、倉庫料金の支払情報を通知する。
	倉庫料金支払明細情報	倉庫料金請求先（支払者） → 倉庫事業者	倉庫料金請求先（支払者）から倉庫事業者に対し、倉庫料金支払の明細情報を通知する。
マ ス タ ー	品名マスター情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、品名に関するマスター情報を通知する。
	荷届先マスター情報	寄託者 → 倉庫事業者	寄託者から倉庫事業者に対し、荷届先に関するマスター情報を通知する。

(3) 共通業務EDI標準メッセージの種類と定義

表Ⅲ-3 運送・倉庫業務共通のEDI標準メッセージの種類と定義

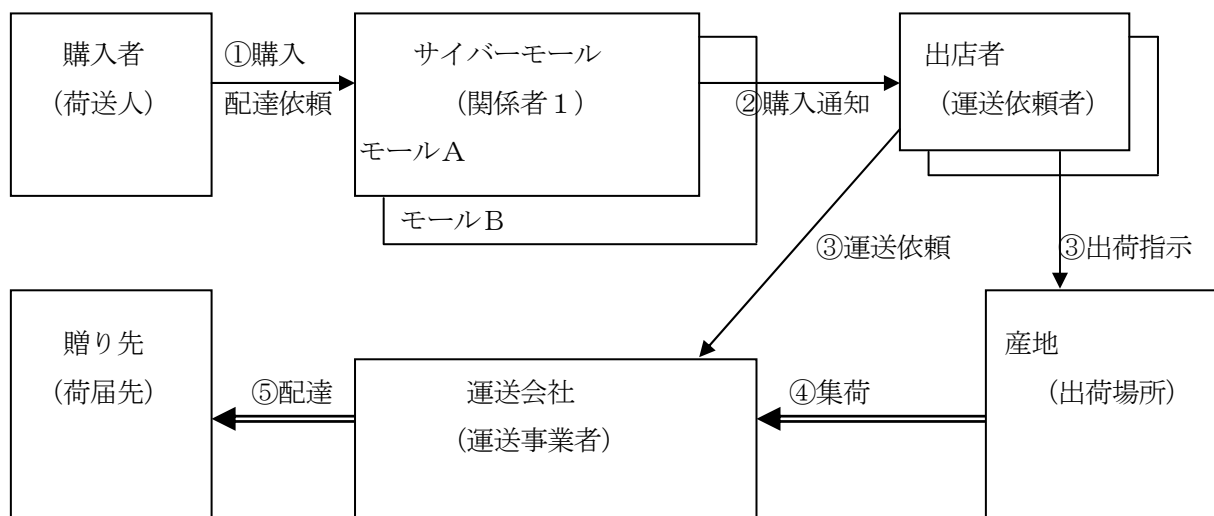
	標準メッセージ名	送受箇所	標準メッセージの定義
共 通	着荷予定情報	運送事業者 倉庫事業者 → 荷受人	運送事業者または倉庫事業者から荷受人に対し、荷物の到着日時、内容を通知する。

## 2. 標準メッセージ使用上の留意点

### 2. 1 運送メッセージ使用上の留意点

#### (1) サイバーモール配送対応機能

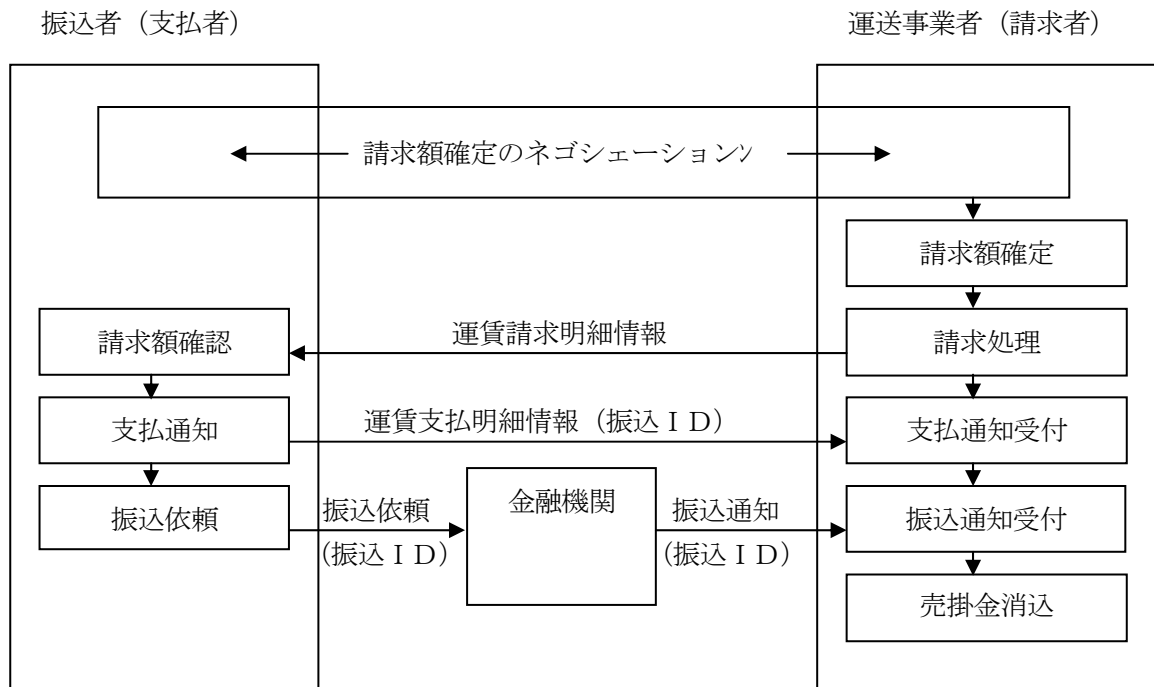
- ・ 2 A版から、図Ⅲ－1に示すようなサイバーモール配送形態等の関係者が多く介在したケースに対応できるように、当事者として「関係者2」を追加しています。同時に、従来の「その他関係者」を「関係者1」に名称を変更しました。
- ・ また、3 B版から、複数の事業者を介在して運送依頼が行われる場合にも対応できるように、従来の荷送人のほかに当事者として「運送依頼者」を追加しました。
- ・ 図Ⅲ－1のようなサイバーモール配送形態では、購入者を「荷送人」、サイバーモールまたは出店者を「運送依頼者」または「関係者1」、その他の関係者を「関係者2」とすることができます。サイバーモールと出店者のどちらを「運送依頼者」とするかは、どちらが運送事業者に運送依頼を出すかによって決まります。



図Ⅲ－1 サイバーモール配送形態の例

## (2) 請求支払EDI対応機能

- 「請求支払EDI」は、支払者（振込者）が請求者（運送事業者）に対し、運賃支払明細情報とともに「振込ID」を通知し、その後、金融機関から通知される振込通知とともに渡される「振込ID」と照合のうえ、請求者側の売掛金の自動消込みを可能とするものです。（図Ⅲ－2参照）



図Ⅲ－2 請求支払EDIモデル情報フロー

- 2 A版から、この「請求支払EDI」機能を可能とするため、運賃支払情報及び運賃支払明細情報に下記のデータエレメントを追加しました。

振込合計額	N(10)
振込合計消費税額	N(10)
振込手数料	N(3)
振込手数料負担区分	X(1)
請求金差額	N(10)
請求金差額コメント（漢字）	K(30)

- 請求金額と実際に振り込まれる振込金額が異なることがあるため、振込合計額を設定しました。また、請求金額と振込金額との差額、差額が生じた理由も表現できます。

### (3) 運送事業者サービスコードの設定

- ・ 2 A版から、各運送会社の多岐に及ぶ輸送サービス商品を表現できるようにするため、「運送事業者サービスコード」を新たに設定しました。
- ・ 現時点では、各運送会社のサービスを全て網羅した共通データコードの設定はできないため、次のようにコード体系を定めました。運送会社設定サービスコード（3桁）は、各運送会社が任意に定めます。

標準企業コード（6桁） + 運送会社設定サービスコード（3桁）

### (4) 運送関係メッセージへ「明細番号」の追加

- ・ 2 B版から、運送品に関する情報の繰り返し明細を単に識別するために、以下のメッセージに「30701 明細番号 X(10)」を追加しました。  
既設の「30600 運送品No.」は、運送品明細を特定する場合に使用します。

運送計画情報  
運送依頼情報  
集荷情報  
運送状況情報  
運送完了報告情報  
受領情報  
運賃請求明細情報  
運賃請求明細確認情報  
運賃支払明細情報

### (5) データエレメントのグルーピングに「鉄道」関係を追加

- ・ 2 C版から、新たに「鉄道貨物の基礎情報」「運賃料金に関する情報－6（鉄道）」の二つのグループを設けました。

### (6) グルーピングの変更

- ・ 2 C版から、データエレメント・マトリックス表とメッセージ・テーブルの間で、メッセージ構造の違いによるグルーピングの不一致が生じていた「運送状況情報」「運送完了報告情報」の次ページのエレメントについて、グルーピングを整理しました。
- ・ 具体的には、下記のデータエレメントについては、繰り返しの外で使用しているメッセージ分類に合わせて、「運送品に関する情報－1」から「荷扱いに関する情報」へ移行しました。

30641	運送状態区分	X(2)
30642	運送異常原因区分	X(2)
30664	追跡用積載車車番	X(10)
30666	追跡情報報告日	Y(8)

#### (7) 荷渡確認情報の使い方

- ・ 2D版から、荷渡確認情報を追加しました。この荷渡確認情報は、荷送人（または運送依頼者）が運送事業者へ貨物を引渡した実績情報を、荷送人（または運送依頼者）から運送事業者へ通知するために使用します。
- ・ 運送依頼行為を行わず定期的に集荷を行う場合に、運送情報を荷送人（または運送依頼者）から運送事業者へ通知するときは運送依頼情報ではなく、この荷渡確認情報を使用します。集荷情報を併せて使用する場合は、荷送人（または運送依頼者）は受信した集荷情報と照合のうえで荷渡確認情報を送信します。

#### (8) 配達指定情報の使い方

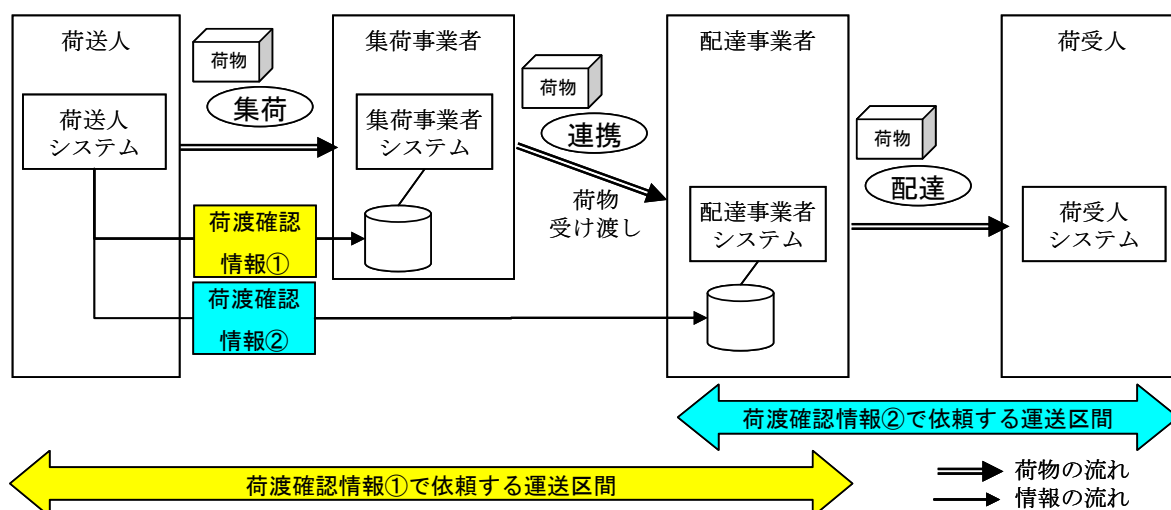
- ・ 2D版から、配達指定情報を追加しました。この配達指定情報は、荷受人が運送事業者へ配達希望日時を通知する場合に使用します。
- ・ 通運業務において、着通運事業者が受信した配達指定情報に基づき荷受人に貨物を配達する場合に適用できます。

#### (9) 配送エリアマスター情報の使い方

- ・ 2D版から、配送エリアマスター情報を追加しました。この配送エリアマスター情報は、運送事業者が荷送人（または運送依頼者）に配送エリアに関するマスター情報を通知する場合に使用します。
- ・ 荷送人（または運送依頼者）は、最新の配送エリアマスターを保持し、それに基づき運送事業者へ運送依頼を行います。

#### (10) 指定連携運送機能の追加

- ・ 3C版から、指定連携運送機能を追加しました。この指定連携運送機能は、荷送人が複数の運送事業者に対して、貨物の受け渡しを互いに連携して行うように指定できるようにするもので、複数の運送事業者間における貨物の受け渡しを円滑に行うことを支援します。元請運送事業者が荷届先まで運送責任を持って行う中継輸送（連絡運輸）とは異なり、荷送人が、指定連携輸送をする運送事業者それぞれに運送を委託します。
- ・ 荷渡確認情報を使用した場合の指定連携運送機能に関する情報フロー例を下記に示します。（図III-3参照）



図Ⅲ-3 指定連携運送機能に関する情報フロー例

- ※ 荷送人が集荷事業者と配達事業者に対し、荷渡確認情報を送信して、運送依頼を行います。集荷事業者と配達事業者への情報伝達は荷送人が行い、両事業者間の情報授受はありません。
- ※ 荷渡確認情報①の対象とする運送区間は、「荷送人から配達事業者まで」、荷渡確認情報②の対象とする運送区間は、「配達事業者から荷受人まで」となります。

- ・荷送人が指定する集荷事業者と配達事業者に関わるデータエレメントとして、下表のデータエレメントを新設しました。

タグ番号	エレメント名	属性	エレメントの定義	エレメントの補足説明
30012	配達事業者送り状番号	X(20)	配達を行う運送事業者が運送送り状毎に付与した管理番号	
30670	配達事業者コード	X(12)	配達を行う運送事業者を示すコード	
30013	集荷事業者送り状番号	X(20)	集荷を行う運送事業者が運送送り状毎に付与した管理番号	
30671	集荷事業者コード	X(12)	集荷を行う運送事業者を示すコード	

- ・上記のデータエレメントのグルーピングとして「指定連携事業者に関する情報」を新設しました。
- ・上記の荷渡確認情報を使用した情報フロー例におけるデータエレメントの使用方法は下表のようになります。

データエレメント	荷渡確認情報①の内容	荷渡確認情報②の内容
運送送り状番号	集荷事業者の送り状番号	配達事業者の送り状番号
配達事業者コード	配達事業者の企業コード	(使用しない)
配達事業者送り状番号	配達事業者の送り状番号	(使用しない)
集荷事業者コード	(使用しない)	集荷事業者の企業コード
集荷事業者送り状番号	(使用しない)	集荷事業者の送り状番号



(11) 共通データコードとして「代金引換決済種別コード」を追加

- ・3C版から、共通データコードとして「代金引換決済種別コード」を新設しました。
- ・代金引換決済種別コードは、現金、デビット、クレジット、電子マネーの4種類の組合せを下表に示す付与方法で設定します。ここで、「デビット」とは、金融機関で発行されたキャッシュカードを用いて口座から即時支払いを行う手段、「クレジット」とは、クレジット会社等で発行されたクレジットカードを用いて後払いを行う手段、「電子マネー」とは、その他の電子的なデータによって支払う手段、としています。

タグ番号	エレメント名	属性	共通コードの定義			
30873	代金引換 決済種別コード	X(3)	現金	デビット	クレジット	電子マネー
			001: ○	×	×	×
			002: ×	○	×	×
			003: ○	○	×	×
			004: ×	×	○	×
			005: ○	×	○	×
			006: ×	○	○	×
			007: ○	○	○	×
			008: ×	×	×	○
			009: ○	×	×	○
			010: ×	○	×	○
			011: ○	○	×	○
			012: ×	×	○	○
			013: ○	×	○	○
			014: ×	○	○	○
			015: ○	○	○	○

## (12) 「A I D C用納品情報内容」のデータエレメントを追加

- ・3C版から、「A I D C用納品情報内容」のデータエレメントを追加しました。このデータエレメントは、荷送人が荷受人に対して、事前出荷情報（A S N）または納品情報をE D Iで伝達する代わりに、その情報を2次元シンボルに格納し、輸送荷札、配達伝票、納品伝票などに記載して伝達することを可能とするために使用します。将来は、R F I Dの活用も考えられます。
- ・このデータエレメントに格納する情報の内容は荷主業界または個別企業ごとに異なるため標準化が難しいこと、その内容は運送業務には直接の関わりはないこと、などのため格納形式は荷送人と荷受人の当事者間で取り決めてもらうものとしています。

タグ番号 (案)	エレメント名	属性	エレメントの定義	エレメントの補足説明
30596	A I D C用納品 情報内容	X(300)	A I D Cメディアに格納す るための納品情報の内容	格納形式は荷送人と荷受人で 取決める。

(注) A I D C : Automatic Identification and Data Capture (自動識別とデータ収集)、  
バーコード、2次元シンボル、R F I Dなどを活用した自動認識を指す。

## 2. 2 倉庫メッセージ使用上の留意点

### (1) 出荷依頼情報への運送依頼機能の付加

- ・ 寄託者から倉庫事業者に対し、倉庫からの出庫依頼と配達依頼を合わせて指示することが多いため、出荷依頼情報は出庫依頼機能と運送依頼機能の両方の機能を併せ持つメッセージとして設計しています。  
当然ながら、この出荷依頼情報は、出庫依頼のみの時にも使用できます。

### (2) 入庫予定情報への運送依頼機能付加の見送り

- ・ 倉庫への入庫は持ち込み入庫が多いため、入庫予定情報には運送依頼機能の付加を見送っています。
- ・ 入庫予定情報への運送依頼機能の追加は、必要になった時点で行います。

### (3) 名義変更の方法

- ・ 名義変更依頼は、出荷依頼情報と入庫予定情報を使用して行います。
- ・ 具体的には、名義を変更する寄託物（受寄物）に対しては、出荷依頼情報の「出荷依頼区分」で「名変出庫」と指定して名義変更を依頼し、入庫予定情報の「入庫予定区分」で「名変入庫」と指定して名義が変更された寄託物（受寄物）の入庫を依頼します。

### (4) 流通加工の依頼と在庫更新

- ・ 一つの「流通加工依頼情報」で、流通加工の対象とする受寄物と、流通加工後の受寄物を併せて指定できます。  
具体的には、流通加工依頼情報の「流通加工出庫・入庫区分」で「流通加工出庫」あるいは「流通加工入庫」と指定し、「受寄物に関する情報」を繰り返して表現します。
- ・ 流通加工前の受寄物には「流通加工による出庫処理」、流通加工後の受寄物には「流通加工による入庫処理」を行うことにより在庫の更新が可能となります。
- ・ 流通加工依頼情報に必要なデータエレメントは、現時点では十分に洗い出されていないため、本メッセージを使用する企業が必要としたデータエレメントのみの設定にとどめています。

#### (5) 在庫報告及び在庫調整の方法

- ・「在庫報告情報」は、倉庫事業者が寄託者に対し、受寄物の商品の種類ごと、あるいは入庫単位ごとに在庫数量を報告するために使用します。
- ・倉庫事業者からの在庫報告情報に対し、寄託者が自社管理の在庫数量との差異を倉庫事業者に通知するために「在庫差異報告情報」を設けています。
- ・何らかの事由（寄託物の破袋、破損等）による在庫変動を、倉庫事業者から寄託者に通知するために「在庫調整報告情報」を設けています。
- ・寄託者が、倉庫事業者からの在庫調整報告情報の確認を行った結果を通知するために「在庫調整報告承認情報」を設けています。

#### (6) 倉庫料金請求明細の通知と確認

- ・「倉庫料金請求明細情報」は、倉庫事業者が倉庫料金請求先に対し、受寄物の商品の種類ごと、あるいは入庫単位ごとに倉庫料金の明細を通知するために使用します。
- ・「倉庫料金請求明細確認情報」は、倉庫料金請求先が、倉庫料金請求明細情報の確認を行った結果を、倉庫事業者に通知するために使用します。

#### (7) 請求支払EDI対応機能

- ・「請求支払EDI」は、支払者（振込者）が請求者（倉庫事業者）に対し、倉庫料金支払明細情報とともに「振込ID」を通知し、その後、金融機関から通知される振込通知とともに渡される「振込ID」と照合のうえ、請求者側の売掛金の自動消込みを可能とするものです。モデル情報フローは、図Ⅲ-2と同様となります。
- ・3A版から、この「請求支払EDI」機能を可能とするため、倉庫料金支払情報及び倉庫料金支払明細情報に次頁のデータエレメントを追加しました。

タグ番号	エレメント名	属性	倉庫料 金支払 情報	倉庫料 金支払 明細 情報
05163	金融機関振込日	Y(8)	○	
05167	振込先金融機関支店名(漢字)	K(80)	○	
05170	振込先口座名義(漢字)	K(80)	○	
30894	振込元金融機関名(漢字)	K(80)	○	
30895	振込元金融機関名支店名(漢字)	K(80)	○	
30896	振込元預金種目	X(2)	○	
30897	振込元口座番号	9(20)	○	
30898	振込元口座名義(漢字)	K(80)	○	
30899	振込元口座名義(カナ)	X(20)	○	
30908	振込合計額	N(10)	○	○
30909	振込合計消費税額	N(10)	○	○
30911	振込先口座名義(カナ)	X(20)	○	
30912	振込ID	X(20)	○	○
30914	手形受渡し場所	K(20)	○	
30915	手形支払日	Y(8)	○	
30916	振込手数料	N(3)	○	○
30917	振込手数料負担区分コード	X(1)	○	○
30918	請求金差額	N(10)	○	○
30919	請求金差額コメント(漢字)	K(30)	○	○

- ・振込合計額・・・消費税込みの振込合計金額
- ・振込手数料負担区分コード・・・1：支払者側負担、2：請求者側負担
- ・請求金差額・・・請求金額(30907 合計金額)と振込合計額との差額
- ・請求金差額コメント(漢字)・・・請求金額と振込合計額に差が生じた理由

## 2. 3 メッセージ使用上、共通の留意点

### (1) 送信メッセージの訂正方式

- ・送信メッセージの訂正方式は、「訂正コード」を使用して以前に送信したメッセージを変更したり取り消したりする方式（いわゆる置き替え方式）を使用することを原則とします。
- ・2 A版から、運送完了報告情報、運賃請求明細情報、出庫報告情報、入庫報告情報、流通加工報告情報、倉庫料金請求情報、および倉庫料金請求明細情報に対し、メッセージ訂正方式として新たに「赤黒方式」も可能としました。  
この赤黒方式によるデータ交換は、取引情報の交換というよりは処理データの交換に近い形態であるため、標準的なメッセージ訂正方式としては扱わず、継続的取引関係にある当事者間に限って限定的に使用することとします。

#### (注) 「赤黒方式」

送信したメッセージの内容を変更したり取り消しするときに、以前に送信したメッセージの数値データエレメントを全てマイナスにしたメッセージ（赤黒区分は「赤」を設定）を送信し、その後に訂正後のメッセージ（赤黒区分は「黒」を設定）を新たに送信する方式。

### (2) Nタイプ属性データエレメントへの統一

- ・2 A版から、マイナス数値を扱う可能性のある数値データエレメントは、全てNタイプに統一しました。但し、E I A J標準（現J E I T A標準）等で設定しているデータエレメントの場合には、新たなデータエレメントを設定しました。
- ・上記の9タイプからNタイプに変更したデータエレメントは、1 A版の9タイプ・データエレメントと2 A版のNタイプ・データエレメントが同じタグ番号となるため、整数以外（正負符号付き、小数点付き）は不整合を引き起こします。従って、1 A版と2 A版以降のメッセージを併用する場合には、E D I トランスレータのマッピング変換テーブルをバージョンごとに別テーブルとして設定する注意が必要です。
- ・2 C版から、今後の拡張性を考慮して、小数点付きのデータエレメントについては、小数点が「明示」されるN属性に統一し、新たなデータタグ番号を付与し設定しました。これにより、小数以下の桁数を増やしてもユーザーに影響を与えません。従来の9タイプの小数点付きデータエレメントは、使用しないでください。

### (3) データエレメントのグルーピングに「商流関係情報」の新設

- ・物流業務に直接関わらない商流関係の情報については業界ごとにバリエーションが多いため、JTRNのメッセージでは実際に使用するニーズが出ている納品情報等の必要最小限のデータエレメントにとどめています。物流事業者が、物流情報と一緒に納品関係等の商流情報を扱うケースが多く、JTRNの利用者が増えるにつれ今後とも追加要望が出されることが予想されます。

- ・2B版から、このような要望に応えるためJTRNにおける商流情報を整理し、データエレメントのグループとして新たに「商流に関する情報」を設け、物流情報に直接関係のない納品書などの商流情報をグルーピングすることとしました。

これにより、2A版で運送の基礎情報に入っている以下の項目、および倉庫メッセージで「納品書に関する情報」として分類していたデータエレメント全てを上記のグループへ移行しました。

納品番号

出荷番号

受注番号

検収状況コード

帳合名（漢字）

受注者名（漢字）

### (4) 繰り返し内データエレメントと繰り返し外のデータエレメントの区分

- ・2B版から、1つのメッセージの中で同一のデータエレメントを、繰り返し内と繰り返し外の両方で使用する場合は、繰り返し内に同じタグ番号のエレメントの設定はやめて新たなデータエレメントを設定することとしました。これにより、同一データエレメントが繰り返し内と繰り返し外の両方で使用しているかどうかを意識しないで使用することが可能となりました。
- ・具体的には、繰り返し内と外の両方に同じ項目を設定する場合は、繰り返し内に設定するエレメントは、原則として「個別」をエレメント名の頭に付けて「個別〇〇〇」とすることとしました。例えば、運送依頼情報の受注番号では、繰り返し外のデータエレメントは「30006 受注番号」とし、繰り返し内のデータエレメントは「30743 個別受注番号」としました。

## (5) データエレメント・マトリックス表の統合化

2D版から、運送業務と倉庫業務に分かれていたデータエレメント・マトリックス表を統合し、一本化しました。(第IV編参照)

グルーピングは以下により整理しました。

- ① 運送 → 運送品に関する情報－1  
倉庫 → 受寄物に関する情報  
マトリックス統合後 → 運送品・受寄物に関する情報－1
- ② 運送 → 運送の日時に関する情報  
倉庫 → 入出庫・運送に関する情報  
マトリックス統合後 → 入出庫・運送に関する情報
- ③ 運送 → 運送品に関する情報－2  
倉庫 → 受寄物に関する情報－2  
マトリックス統合後 → 運送品・受寄物に関する情報－2

## (6) データエレメント集の改善

2D版から、データエレメント集の定義を見直し、できる限り簡潔に記述しました。

これに伴って、データエレメントの使い方、使用上の注意点を記述する補足説明欄を新設しました。

また、JTRNとして共通データコードを規定しているデータエレメント名称を、コード内訳が2者択一の場合は「～区分コード」に統一しました。これらのエレメントは共通データコード編には記載せず、データエレメント集では補足説明欄に、メッセージ・テーブルでは備考欄にコード内訳を記述しました。

上記以外の共通データコードは、エレメント名の区分をとって「～種別コード」に統一しました。

名称変更したデータエレメント

タグ番号	2C版のエレメント名	2D版のエレメント名
30007	検収状況コード	検収状況区分コード
30008	運送計画区分	運送計画種別コード
30011	赤黒区分	赤黒区分コード
30020	出荷依頼区分	出荷依頼種別コード
30023	入庫予定区分	入庫予定種別コード
30030	運送依頼有無区分	運送依頼有無区分コード
30031	荷届先検収区分	荷届先検収区分コード
30032	出荷分割区分	出荷分割種別コード
30033	緊急出荷区分	緊急出荷区分コード



### 名称変更したデータエレメントーつづき

タグ番号	2C版のエレメント名	2D版のエレメント名
30034	送り状発行有無区分	送り状発行有無区分コード
30035	営業店止め区分	営業店止め区分コード
30291	中継有無区分	中継有無区分コード
30292	配送エリア重複有無区分	配送エリア重複有無区分コード
30293	運送サービス可否区分	運送サービス可否区分コード
30533	運送正常異常区分	運送正常異常区分コード
30535	ユニットロード指定区分	ユニットロード指定区分コード
30555	定番・特売区分	定番・特売区分コード
30580	指定伝票有無区分	指定伝票有無区分コード
30638	寄託価額単位区分	寄託価額単位コード
30641	運送状態区分	運送状態種別コード
30642	運送異常原因区分	運送異常原因種別コード
30646	貨物火災保険付保区分	貨物火災保険有無区分コード
30703	出庫・入庫区分	出庫・入庫区分コード
30740	良品不良品区分	良品不良品種別コード
30745	ロット機番記帳有無区分	ロット機番記帳有無区分コード
30746	輸出入貨物区分	内外貨物種別コード
30749	欠品区分	欠品種別コード
30785	保管温度区分 [食品業界]	保管温度種別コード
30788	流れ目	流れ目区分コード
30798	在庫引当結果区分	在庫引当結果種別コード
30811	保険有無コード	保険有無区分コード
30820	課税・非課税区分	課税・非課税区分コード
30822	消費税区分	消費税種別コード
30831	元払着払区分	元払着払種別コード
30917	振込手数料負担区分	振込手数料負担区分コード
30970	持込区分	持込区分コード
30971	引取区分	引取区分コード
30985	保税区分	保税区分コード
30711	商品グループコード	受注者商品分類コード
30712	商品グループ名	商品分類名
30847	路線連絡運輸中継料	連絡運輸中継料
30866	宅配代引手数料	代引手数料

#### (7) タグ番号の変更

- ・既存のデータエレメントの属性変更、データエレメント名の変更等を行ったものについては、既存ユーザーに与える影響を最小限にするため、新たなタグ番号を付与することとしました。
- ・タグ番号を変更したデータエレメントについては、変更前のデータエレメントを2C版、2D版、3A版、3B版では使用できないので注意してください。（2B版で変更したデータエレメントについても、変更前の2A版のタグ番号は2B版、2C版、2D版、3A版、3B版では使用できません。また、2A版で変更したデータエレメントについても、変更前の1A版のタグ番号は2A版、2B版、2C版、2D版、3A版、3B版では使用できません。）

1) 2 A版 (平成10年4月1日発行) で変更したタグ番号

1 A版 (2 A版で使用停止したデータエレメント)		2 A版で定義したデータエレメント	
30626	運送梱包個数 9(9)	30754	個数 (依頼) N(9)
		30755	個数 (報告) N(9)
30623	運送梱包重量 9(7)V(3)	30643	運送梱包重量 (依頼) N(9)V(3)
		30644	運送梱包重量 (報告) N(9)V(3)
30621	運送梱包容積 9(7)V(4)	30647	運送梱包容積 (依頼) N(7)V(4)
		30648	運送梱包容積 (報告) N(7)V(4)
30625	運送品数量 9(9)V(3)	30772	数量 (依頼) N(9)V(3)
		30773	数量 (報告) N(9)V(3)
30821	運賃総合計 9(10)	30889	運賃総合計 (課税) N(10)
		30890	運賃総合計 (非課税) N(10)
00060	消費税額 9(10)	30906	消費税額 N(10)
00061	合計金額 9(10)	30907	合計金額 N(10)

2) 2 B版 (平成11年4月1日発行) で変更したタグ番号

2 A版 (2 B版で使用停止したデータエレメント)		2 B版で定義したデータエレメント	
00023	受注者品名コード X(25)	30587	受注者品名コード X(55)
30044	流通加工作業コード X(4) (繰返し内)	30045	個別流通加工作業コード X(4)
30620	容積単位コード X(3) (繰返し外に設定)	30667	容積単位コード X(3)
30622	重量単位コード X(3) (繰返し外に設定)	30668	重量単位コード X(3)
30624	個数単位コード X(3) (繰返し外に設定)	30669	個数単位コード X(3)

3) 2 C版 (平成12年4月1日発行) で変更したタグ番号

2 B版 (2 C版で使用停止したデータエレメント)		2 C版で定義したデータエレメント	
30505	出荷日 Y(8)	30496	出荷日 Y(8)
30562	一次店名 (漢字) K(80)	30569	一次店名 (漢字) K(80)

## (8) データエレメントの名称変更

3 A版から、下記のデータエレメントの名称を変更しました。

タグ番号	2 D版のエレメント名	3 A版のエレメント名
30009	統一送り状番号	共用送り状番号

上記の名称変更に伴い、エレメントの定義と補足説明の変更を行いました。

新たなエレメントの定義と補足説明は下表の通りです。

項目	内容
エレメントの定義	運送事業者等が共通に使用できるように統一された運送送り状番号
補足説明	共用送り状番号としては、統一送り状番号または運送事業者共通送り状番号が使用できる。これらの番号体系は(社)全日本トラック協会が定めている。運送事業者の貨物追跡、運送依頼単位の貨物追跡管理、運賃請求明細などに使用される。なお、統一送り状番号は、荷送人が付番することも可能である。

## (9) 着荷予定情報の使い方

- ・ 2 D版から、着荷予定情報を追加しました。この着荷予定情報は、運送事業者または倉庫事業者から荷受人に着荷の予定日時、内容を通知するために使用します。
- ・ 着荷予定情報は、着荷予定の日時を通知するだけでなく、確定した貨物の個数、内容を通知でき、荷受人は荷受確認のための情報として使用できます。従って、事前出荷案内情報 (ASN) の代用として活用できます。
- ・ 通運業務において、荷受人が着通運事業者から受取った着荷予定情報による配達予定日時を変更したい場合に適用できます。